

レンタル・リース類《事務用機器類》
入札参加資格有資格者【真庭市内】

物品購入 見積徴取通知書

このことについて、下記により見積りを徴取しますので通知します。

記

1. 物品購入名称 児童扶養手当システム用パソコンリース（こども家庭センター）
2. 規格及び数量 別紙「物品購入仕様書」のとおり
3. 見積提出場所 **真庭市役所財産活用課**
4. 見積提出期限 **令和 8年 6月17日 17時00分 （必着）**
5. 開札予定 **令和 8年 6月18日 9時00分**
6. 納入場所 真庭市役所健康福祉部こども家庭センター
7. 納入期限 **令和 8年 9月30日**

(1) 規格・仕様等詳細についての質問事項は、令和 8年 6月10日 12時00分までに
メールにて下記担当に問い合わせてください。

こども家庭センター 〔担当〕森 多加雄 〔アドレス〕kodomokatei@city.maniwa.lg.jp

(2) 見積書の見積金額については、税抜きで記載すること。

(3) 見積書には内訳書（貴社様式見積書可）を必ず添付すること。

(4) 見積書は封書で提出し、見積物品名・物品番号及び見積書在中と表記してください。

(5) 落札業者決定方法は、最低金額見積業者を落札業者とします。

(6) 本見積徴取の取扱いは「真庭市見積徴取参加心得」(ホームページ掲載)の定めによります。

(7) 本見積結果は、落札者のみに連絡します。結果の公表は、財産活用課窓口で閲覧できます。

(電話での問合せにはお答えできませんのでご了承ください。)

(8) 見積の通知日から落札者の決定する日の間、入札参加資格でない場合の見積書は無効となります。

(支店・営業所は契約を委任されていないと無効となります。)

※ 見積書を提出される場合、普通郵便または持参で可

※ 辞退届を廃止しているため、参加者のみ見積書を提出すること

物品購入仕様書

案件年度

令和8年度

物品番号

084

品名	児童扶養手当システム用パソコン賃貸借		数量	1台
<p>形式 (規格、内容等)</p>	<p>児童扶養手当の業務へ使用するPCの調達。</p> <p>欄が不足する場合、別ファイル（ワード又はエクセル）を添付のこと。</p>			
<p>参考型番</p>	<p>マウスコンピューター MouseProL5-I5U01WT-A</p>	<p>型番指定 (該当に○をすること)</p> <p><input type="radio"/> 同等品以上</p>		
<p>型番指定する理由</p>				

パソコン賃貸借仕様書

- 1 件名
児童扶養手当システム用パソコンリース
- 2 機器仕様
別紙「児童扶養手当システム用パソコン機器構成等明細書」のとおり
- 3 納入最終期間
2026年（令和8年）9月30日（水）まで
- 4 賃貸借期間
令和8年10月1日から令和13年9月30日
60カ月間のリース契約とし、リース期間終了後は真庭市へ無償譲渡すること
- 5 賃貸借方法
真庭市と納入業者間で契約書を締結する。ただし、納入業者に代わりリース会社が当該パソコン等の所有及び賃貸料債権を有するときは、当該リース会社を含めた3者契約とする。
- 6 見積額
賃貸借設備の月額リース料（税抜き価格）
- 7 提出書類
見積額（必ず封緘し、貴社様式で型式や数量を明記すること）
- 8 納入場所
真庭市役所健康福祉部こども家庭センター（真庭市久世2927-2）
- 9 調整・納入日程
納入にあたっては、機器等の搬入に関して本市担当者の指示に従うとともに、必要に応じて協議し実施すること。なお、パソコン等の設定は、別のシステム納入業者が実施するため、不要である。
- 10 検査
(1)借入物品納入完了後、納期までの間に真庭市が納入検査を行う。
(2)納入検査において合格と認められないときは、納入業者は本市担当者の指定する期日までに物品の取り替えまたは補正を行うこと。
- 11 保証
借入期間中、故障が発生したときは、納入業者は直ちに機器設置場所へ赴き、迅速に修理・調整を行うことができるように真庭市内に営業所を有すること。
借入物品が故障した旨の連絡を受けたときは、概ね3時間以内に修理担当者を派遣して、正常な状態に回復させること。
- 12 その他
(1)本仕様書に記載が無くても、本パソコンの納入に必要な経費は、納入業者の負担とする。
(2)賃借料の支払いについては、月毎に前月分の賃借料を支払う。